

令和7年12月定例会

さくら市教育委員会会議録

令和7年12月17日

さくら市教育委員会

さくら市教育委員会 12月定例会会議録

○日 時

令和7年12月17日（水） 午後2時00分～午後3時00分

○場 所

喜連川支所2階会議室

○出席した委員の氏名

教 育 長	橋本啓二
教育長職務代理者	中村浩之
委 員	岡崎真紀
委 員	稲見純子
委 員	船生正興

○出席した職員の氏名

教 育 次 長	櫻井広文
学校教育課課長	八木澤和弘
生涯学習課課長	鈴木久祥
ミュージアム館長	小竹弘則
スポーツ振興課課長	久保 章
学校教育課課長補佐	橋本宜之

（1）開会宣告（午後2時00分）

○櫻井教育次長

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまより令和7年10月のさくら市教育委員会定例会を開催いたします。

（2）挨拶

○櫻井教育次長

まず初めに、橋本教育長からご挨拶を頂戴いたします。お願いします。

○橋本教育長

2025年最後の12月定例会となりました。どうぞよろしくお願ひいたします。今年も残すところ2週間ほどとなり、1年の流れは本当に早いと感じております。

ところで、「ジャンネーの法則」というものをご存じでしょうか。これはフランスの哲学者が提唱したもので、1年の流れが短く感じる現象を説明しています。脳

の活動量が多い年代は、脳が活性化しているために時の流れが遅く感じられるそうです。逆に、あまり脳を使わなくなると、1年が大変短くなってしまうということです。

また、この法則では、年を取ることによって1年が人生全体に占める比率が小さくなることも指摘されています。例えば、1歳の子にとっての1年は人生の100%ですが、20歳になると5%になります。そういった比率の小ささによって、1年の短さを実感するということです。

本日の定例会もどうぞよろしく願いいたします。

○櫻井教育次長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、橋本教育長にお願いいたします。

○橋本教育長

では、暫時会議を進めさせていただきます。

(3) 会議録署名委員の指名

○橋本教育長

今月の議事録署名委員は、船生委員を指名します。よろしく願いいたします。

(4) 議事録の承認

○橋本教育長

続きまして、令和7年11月定例会の会議録の承認についてです。

ご確認いただいていると思いますので、文言や内容について訂正箇所がありましたらお願いいたします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、ないようですので、お諮りをします。

令和7年11月定例会会議録の承認について、承認する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

ありがとうございました。

賛成全員でありますので、本案件については承認いたします。

後ほど稲見委員に署名をいただきたいと思います。

(5) 教育長報告

○橋本教育長

続きまして、教育長報告に移ります。12月定例会教育長報告資料をご覧ください。

まず12月の主な行事についてご報告いたします。

11月28日から始まった第4回定例議会は昨日無事に終了しました。

11月30日からミュージアム企画展「喜連川足利氏の文書展」関連の講座シリーズを実施し、12月8日の最終回まで連日70～80名のご来場をいただき盛況のうちに終わりました。

12月3日はさくら市小学生駅伝大会が開催され、委員の皆様にもご観戦いただきありがとうございました。6年生は押上小学校、5年生は南小学校が優勝しました。この日の午後は市内8校の校長先生方と人事異動に関する個別懇談を行いました。

7日は第68回塩谷地区駅伝大会がさくらスタジアムをゴールで開催され、さくら市が18年連続優勝を果たしました。現在、1月25日の郡市町対抗駅伝に向けた練習が始まっています。

10日の校長会終了後、コミュニティスクール研修会を開催し、稲見委員、岡崎委員にご出席いただきました。ありがとうございました。

13・14日は市制20周年記念太鼓フェスティバルを2日間にわたり開催し、両日ともほぼ満席の約600名にご来場いただきました。13日午前中には栃木ゴールデンブレイブスによる学童野球教室も実施し、70名の児童が参加しました。

16日からは地区別の人事異動懇談会が始まり、来年3月までに約20回の予定で進めています。

今後の主な予定です。

12月20日は子ども伝統文化芸能フェスティバル、22日はスポーツ推進委員協議会、23日は栃木SCによる小学校サッカー教室の最終回（氏家小学校）、24日は市長考案の給食メニュー提供日です。

年明け1月10日から栃木SCが喜連川の新練習場で練習を開始します（クラブハウスは未完成のため河内運動場と併用）。

1月11日は第4回二十歳のつどい、17日は子ども絵画展表彰式、24日は春の院展栃木展開幕式にご出席をお願いする予定です。

報告事項として、12月の校長会では教職員の働き方改革と安全配慮義務、服務規律の確保、不登校の低年齢化傾向、学力テストのCBT化対応、教員給特法改正について説明しました。特に教職調整額は令和12年度までに10%へ段階的に引き上げられ、担任手当の新設なども決まりました。これらの処遇改善は教職員のモチベーション向上につながるものと考えています。また、県の服務規律強化月間に準じ、リーフレットを配布して徹底を図りました。

インフルエンザの状況は11月中旬にピークを迎えましたが、最近は落ち着き

つつあります。

給食センター稼働後1か月経過した満足度調査では、味・量ともに高い評価をいただきましたが、さらなる改善に努めます。朝食摂取状況についても本市は県平均を上回る良い結果でした。

以上で私の報告を終わります。ご質問等はございますか。

○中村委員

不登校の低年齢化傾向について、原因は把握できていますか。

○橋本教育長

小学生低学年や5・6年生に増加が見られます。要因は学校生活への不適應、家庭環境、学力など複雑ですが、休み明けの不安定さも影響しているようです。学校では粘り強くつながりを保ちながら対応しており、来年度は氏家小学校に校内適應支援教室を設置する方向で検討しています。

○中村委員

少しでも減少するようご指導をお願いします。

○橋本教育長

では、ないようでしたら次に移ります。本日は議案が5件、報告が1件ございますので、よろしくお願いいたします。

(6) 議事

議案第1号 さくら市立中学校通学自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部改正について

○橋本教育長

では、議案第1号になります。さくら市立中学校通学自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

学校教育課長です。議案書3ページをご覧ください。

さくら市では、中学校に上がる段階で氏家、喜連川両中学校の新1年生に対しまして、ヘルメット購入の補助をしております。なお、自転車通学以外の徒歩で通学する生徒も、この補助金でヘルメットを購入しております。毎年、一般の世帯に関しては半額補助、要保護、準要保護の世帯に関しては全額補助という形で実施しております。

今回改正する内容ですが、従来はヘルメット購入費の半額補助において、1,000円未満の端数は切り捨てとしておりました。そのため、端数分については保護者

や学校に負担していただいていた状況です。学校から要望がありましたので、今回一部改正をしまして、端数の切り捨てを行わないよう要綱を改正するものでございます。以上です。

○橋本教育長

本議案に対し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(発言する声なし)

○橋本教育長

本議案に対する質疑はないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りをします。議案第1号 さくら市立中学校通学自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部改正について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

挙手全員であります。本議案は可決をいたしました。

議案第2号 さくら市インターネットバンキング利用料等補助金交付要綱の一部改正について

○橋本教育長

続きまして、議案第2号になります。さくら市インターネットバンキング利用料等補助金交付要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

学校教育課長になります。議案書6ページからになります。

議案第2号、さくら市インターネットバンキング利用料等補助金交付要綱の一部改正についてです。

現在、学校における教材費、給食費、学校で購入した物品等の支払いについて、銀行のインターネットバンキングを使用しております。従来は月額の使用料のみでしたが、今年から一部の金融機関で振込手数料や口座振替手数料など、一件当たりの費用が有償化されました。来年度からさらに対象金融機関が増えることから、従来の要綱では対応できないため、様式等を含めて今回改正するものでございます。以上です。

○橋本教育長

本議案に対し、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。
岡崎委員。

○岡崎委員

具体的にこのインターネットバンキングを使う場面というところは、どのようなものでしょうか。

○橋本教育長

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

実際に学校が使う場面ですが、給食費の引き落としや、学校で購入した物品等の業者への支払いにおける銀行手数料です。従来は月額の利用料のみでしたが、足利銀行が今年から口座手数料等を有償化しました。他の烏山信用金庫や栃木銀行なども来年度から手数料が発生する旨、事前に通知がありましたので、予算措置するとともに、この要綱も改正するという流れになっております。以上です。

○橋本教育長

そのほかございますか。

稲見委員。

○稲見委員

保護者の方は給食費等をどのように支払っているのでしょうか。現金でしょうか、それともインターネットバンキングでしょうか。

○八木澤学校教育課長

保護者の方は、物によっては現金の場合もありますが、基本的には全て口座から引き落としさせていただいております。全てが現金というわけでもありませんし、全てが口座振込というわけでもありません。

○稲見委員

人によって違うということですね。

○八木澤学校教育課長

はい、物によって異なります。

○橋本教育長

では、そのほかございますか。

(発言する声なし)

○橋本教育長

本案に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りをします。議案第2号 さくら市インターネットバンキング利用料等補助金交付要綱の一部改正について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

賛成全員であります。本議案は可決しました。

議案第3号 さくら市立学校給食食材高騰費補助金交付要綱の一部改正について

○橋本教育長

続きまして、議案第3号 さくら市立学校給食食材高騰費補助金交付要綱の一部改正について、事務局より説明願います。

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

学校教育課長です。議案書25ページからになります。

議案第3号、さくら市立学校給食食材高騰費補助金交付要綱の一部改正についてでございます。

さくら市では、令和4年度より子育て応援学校給食支援補助金として給食費の食材費の補助を実施しており、令和7年度までに1億円を超える補助金を交付しているところでございます。

今回一部改正する内容ですが、学校に市から交付する際の手続きについて、市の会計課から振込口座を指定すべきとの指摘がありましたので、27ページをご覧いただきたいのですが、振込口座等の様式を今回変更するものでございます。制度的な内容は変わりませんが、様式の改正という形になります。説明は以上です。

○橋本教育長

本議案に対し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

本議案に対する質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。
お諮りをします。議案第3号 さくら市立学校給食食材高騰費補助金交付要綱の一部改正について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

賛成全員であります。本議案は可決いたしました。

議案第4号 さくら市公民館条例施行規則の一部改正について

○橋本教育長

続きまして、議案第4号 さくら市公民館条例施行規則の一部改正について、事務局より説明願います。

生涯学習課長。

○鈴木生涯学習課長

生涯学習課長です。それでは、議案書は28ページからになります。

議案第4号、さくら市公民館条例施行規則の一部改正についてであります。

これまで公民館を利用する際には、来館していただき、紙の申請書に必要事項を記入し、許可を受けて利用するという流れでした。このたびインターネットを利用した公民館予約システムを導入いたしました。これにより、自宅のパソコンやスマートフォン等から電子申請により予約することが可能となりました。

これを踏まえまして、公民館条例施行規則の第7条の利用申請の規定に、システムを利用して申請することができるという文言を追加するため、規則の改正を行うものでございます。説明は以上です。

○橋本教育長

本議案に対し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

本議案に対する質疑はないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りをします。議案第4号 さくら市公民館条例施行規則の一部改正について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

挙手全員であります。本議案は可決いたしました。

議案第5号 さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見について

○橋本教育長

続きまして、議案第5号になります。さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

スポーツ振興課長。

○久保スポーツ振興課長

スポーツ振興課長です。それでは、議案書32ページからになります。33ページをご覧ください。

議案第5号、さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見についてでございます。

非常勤特別職員でありますスポーツ推進委員の報酬の改定をするものです。これについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、意見をするものです。

34ページからの資料をご覧ください。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき、スポーツの推進のための事業や、それに係る連絡調整、住民に対するスポーツ実技指導、スポーツに関する指導助言などを行っております。

本市では、条例で定める定数は29人ですが現在、38歳から70歳までの幅広い年齢層の25人を委嘱しております。報酬は年額4万円となっております。

主な活動として、市民体育祭、さくら市マラソン大会等のスポーツイベント運営における競技役員や、ニュースポーツ教室、スポーツに関する指導を行っております。

今回、活動参加回数の違いによる同一額の報酬への不公平感が課題となっております。全ての行事に参加するわけではなく、手分けしていることもあり、参加回数に各委員で差があります。現在、同一の年額で支払われているため、極端な話、2回しか出ない方も4万円、10回以上出ている方も4万円ということで、不公平感が生じています。

推進委員の方々は熱意のある方々ですが、どうしても仕事の都合や家庭の事情で出席できない方もいらっしゃいます。そのため、同じ年額をもらうのは申し訳ないということで、退任したいとお話しいただいたこともございます。

35ページをご覧ください。

推進委員の報酬を年額4万円から日額5,500円に改正したいというものです。金額の算定については、本市の他の非常勤特別職の報酬や他市町のスポーツ推進委

員の報酬を比較検討しております。

36ページをご覧ください。

県内の全14市の状況です。14市中、日額で支払っているのは9市、年額で支払っているのが5市でございます。

条例改正して日額にした場合、推進委員にどの程度の金額が支払われるかを試算しました。非常に熱心な推進委員の活動状況として、会長は多くなりますが、平均して大体9回、活動に参加しています。これを5,500円で換算すると4万9,500円となり、おおむね平均的に現在と変わらない状況です。

37ページをご覧ください。

これが県内市の報酬内容でございます。日額として宇都宮市などは高額に見えますが、その内訳をご覧ください。この日額の中には、被服や研修費、研修会参加費用を報酬の中から支払うという市もございます。そういったところで、報酬が高額になっている市もあります。被服というのは、おそろいのジャージなどのことです。

さくら市の場合は、そういったユニフォームや研修会の参加費は市の予算から支出しておりますので、それらを加味し、また拘束時間を考慮すると、5,500円程度が妥当であると判断し、改正案を提出しております。

38ページが令和6年度の実績として、条例改正し日額にした場合の金額を算出したものです。

39ページが条例の改正案です。説明は以上です。

○橋本教育長

本議案に対し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

中村委員。

○中村委員

これは金額を増やせば、スポーツ委員さんが残ってくれるとか、もっとなってくれる方が増えるとか、その辺も踏まえた中での設定ということになるんでしょうか。

○橋本教育長

スポーツ振興課長。

○久保スポーツ振興課長

日額報酬に変更するというお話については、逆に先ほど少し触れましたが、推進委員の方からご意見がありました。どうしても子育てが忙しくて出られないなど、それでも熱心に出ているのですが、2回の方と10回の方が同じというのは大変申し訳ないという意見が、推進委員の会員の中でも問題提起され

ております。

その中で、スポーツ推進委員の事務局として、日額報酬の支払いにすれば、そのような不公平感も解消され、それゆえに辞めたいという方も減ってくれるのではないかと考えています。

ただ、条例定数29に対して25ということで満たしているわけではないので、今後もそれとは別に、できるだけ条例定数に近づけるよう努力したいと考えております。以上です。

○中村委員

ありがとうございます。もう一点、これは日額ということで、例えば行事に関しては、半日で終わるものと1日かかるものがあるかと思うのですが、その辺はすべて含めて日額ということでしょうか。

○橋本教育長

スポーツ推進課長。

○久保スポーツ振興課長

スポーツ振興課長です。こちらも条例で細かく決まっております、半日であれば1日であれ、その日出れば5,500円ということになります。

○中村委員

不公平感を配慮するのであれば、極端なことを言うと、1日の場合は11,000円、半日は5,500円という設定にしたほうが分かりやすいかなという気もしたものですから。その辺は先々問題があれば、検討いただければと思います。

○橋本教育長

そのほかございますか。
船生委員、どうぞ。

○船生委員

25名で年額4万円、それが今回の改正になった場合、今年の場合で試算して増減はどうなるのかシミュレーションされていますか。

○橋本教育長

スポーツ振興課長。

○久保スポーツ振興課長

スポーツ振興課長です。条例改正によって支出は増えるというようなことになっています。その試算したものは、資料の中の38ページに記載しております。

○橋本教育長

本議案に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りをします。議案第5号 さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

挙手全員であります。本議案は可決しました。

報告第1号 要保護及び準要保護者の認定について

○橋本教育長

ここから秘密会に入ります。

報告第1号 要保護及び準要保護者の認定について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

(学校教育課長による説明)

○橋本教育長

では、委員の皆様から質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑応答)

○橋本教育長

では、本報告に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第1号は終了いたしました。

秘密会を解きます。

(7) その他

○橋本教育長

その他の件に入ります。

事務局からございましたらお願いします。

(海外派遣出発式及び二十歳の集いの出欠確認)

○橋本教育長

委員さんのほうから何かございますか。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、ないようですので、次回の定例会の日程について、次長のほうでお願いします。

○櫻井教育次長

次回、令和8年1月の定例会は、1月28日(水)午後2時から、喜連川支所のこちらの会議室で開催いたします。よろしくお願ひいたします。

(7) 閉会宣告(午後3時00分)

○櫻井教育次長

以上で、令和7年12月の教育委員会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

以上が、さくら市教育委員会、令和7年12月定例会の会議録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和 8年 月 日

署名委員（教育長）

署 名 委 員

書 記